

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（608））
2. 日 時：平成30年1月18日 13時40分～15時50分
16時00分～16時40分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

秋本安全審査官、正岡安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 炉心・燃料サイクルグループマネージャー 他23名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、1月15日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請の使用済燃料貯蔵設備の臨界に達しないこと等について、説明があった。
- (2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書関係】

○先行プラントでの解析コード、製造公差等の不確かさの取り扱いを踏まえて、不確かさが解析条件の保守性に包絡されているのであれば詳細について説明すること。

【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書】

○燃料把握機のグラップルを保持する二重ワイヤロープ先端部の構造について説明すること。

○イコライザハンガのストoppaがどのように動作するのか説明すること。

【使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書】

○崩壊熱計算に解析コードを用いたのであれば、解析コード及び諸条件について説明すること。

○スプレイの注水試験を行っていないことから、スプレイ水がどの程度燃料プールに注水されるとしているのか説明すること。

○補足説明資料の燃料表面温度評価において、輻射の形態係数を1にしていることについて根拠を説明すること。

【不法な侵入等の防止に関する説明書関係】

○先行プラント同様に、技術基準規則第9条対応として設置する防護設備が、安全施設に与える影響について整理し提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 計測制御系統施設のうちはう酸水注入設備（添付書類）
- ・ 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書
- ・ 燃料体又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
- ・ 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書
- ・ 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書に係る補足説明資料
- ・ 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書
- ・ 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書に係る補足説明資料 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置について